

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則  
新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

新	旧
<p>ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療手当</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支給額</p> <p>(1) 医療手当の支給額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。</p> <p>一 その月において第2の2の一から四までに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 <u>41,100円</u></p> <p>二 その月において一に規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 <u>39,100円</u></p> <p>三 その月において第2の2の五に規定する医療を受けた日数が8日以上の場合 <u>41,100円</u></p> <p>四 その月において三に規定する医療を受けた日数が8日未満の場合 <u>39,100円</u></p>	<p>ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 医療手当</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支給額</p> <p>(1) 医療手当の支給額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。</p> <p>一 その月において第2の2の一から四までに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 <u>39,900円</u></p> <p>二 その月において一に規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 <u>37,900円</u></p> <p>三 その月において第2の2の五に規定する医療を受けた日数が8日以上の場合 <u>39,900円</u></p> <p>四 その月において三に規定する医療を受けた日数が8日未満の場合 <u>37,900円</u></p>

(2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、(1)の規定にかかわらず、41,100円とする。

3 (略)

#### 第4 特別手当

##### ア 障害児の養育に対する特別手当

1 (略)

2 支給額

(1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者

982,800円

二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者

786,000円

(2) 略

3～5 (略)

##### イ 18歳以上の障害者に対する特別手当

1 (略)

2 支給額

(1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第2に定める1級の障害の状態にある者

(2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、(1)の規定にかかわらず、39,900円とする。

3 (略)

#### 第4 特別手当

##### ア 障害児の養育に対する特別手当

1 (略)

2 支給額

(1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者

952,800円

二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者

762,000円

(2) 略

3～5 (略)

##### イ 18歳以上の障害者に対する特別手当

1 (略)

2 支給額

(1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第2に定める1級の障害の状態にある者

<u>3, 142, 800円</u>	<u>3, 045, 600円</u>
二 別表第2に定める2級の障害の状態にある者	二 別表第2に定める2級の障害の状態にある者
<u>2, 514, 000円</u>	<u>2, 436, 000円</u>
(2) 略	(2) 略
3～5 (略)	3～5 (略)
第5 死亡一時金	第5 死亡一時金
ア (略)	ア (略)
イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金	イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金
1 (略)	1 (略)
2 支給額	2 支給額
(1) 非生計維持者死亡一時金の額は、 <u>8, 244, 000円</u> とする。	(1) 非生計維持者死亡一時金の額は、 <u>7, 992, 000円</u> とする。
(2) (略)	(2) (略)
3～4 (略)	3～4 (略)
第6 葬祭料の支給	第6 葬祭料の支給
1 (略)	1 (略)
2 支給額	2 支給額
葬祭料の額は、 <u>222, 000円</u> とする。	葬祭料の額は、 <u>219, 000円</u> とする。
3 (略)	3 (略)
第7 (略)	第7 (略)

附則 (略)

別表第 1

障害児養育特別手当 等級表  
(略)

別表第 2

障害者特別手当 等級表  
(略)

附則 (略)

別表第 1

障害児養育年金 等級表  
(略)

別表第 2

障害年金 等級表  
(略)